

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例について

1 概要

介護保険法が一部改正されたことに伴い、介護保険施設として新たに創設される「介護医療院」の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を条例で定める。

＜介護医療院＞

主に長期にわたり療養が必要な要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設。

2 基準設定の考え方

- ・ 全国一律に「従うべき基準」として国が定めたものなどについては、国の基準どおりとする。
 - ※「従うべき基準」 従業員の配置人員、秘密保持、事故発生時の対応など
- ・ 利用者受入体制の整備促進や施設の適正な運営の確保のために必要なものを県独自の基準として定める。

3 県独自の基準

既に制定済みの「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」（平成24年石川県条例第49号）と同様の内容を規定する。

(1) 利用者受入体制の整備促進に関するもの

①廊下幅の基準緩和

既存施設（学校など）を利用して整備する場合、廊下幅の基準を緩和

【廊下幅】片廊下：1.8m→1.5m、中廊下：2.7m→1.8m

(2) 施設の適正な運営の確保に関するもの

①災害対応マニュアル策定の義務化

利用者の安心・安全の確保の観点から、実効性の高い災害対応マニュアルの策定を義務化

②虐待防止研修等の努力義務化

利用者の人権の擁護、虐待防止の徹底を図るため、職員への研修や虐待防止責任者の設置を努力義務化

③諸記録保存期間の設定

サービス提供に関する記録の保存期間を5年間と規定

4 条例施行日

平成30年4月1日